

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	R4とR6(案)の比較頁
設計業務等共通仕様書				
第1編 共通編				
第1章 総則				
第1103条 受発注者の責務	受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。	1. 受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。 3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。	国に準拠	4/24
第1111条 打合せ等	4. 打合せ（ 対面 ）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。	4. 打合せ（ 対面 ）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。	国に準拠	8/24
第1138条 保険加入の義務	1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、第1項に示す、雇用者等を被保険者とする保険に加入していることがわかる書類若しくはその写しを業務計画書に添付し、監督員に提出するものとする。	1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、第1項に示す、雇用者等を被保険者とする保険に加入していることがわかる書類若しくはその写しを業務計画書に添付し、監督員に提出するものとする。 3. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。	国に準拠	18/24

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R4とR6(案)の比較頁
設計業務等共通仕様書				
第6編 道路編				
第4章 道路設計				
第2節 道路設計				
第6403条 道路概略設計	1. 業務目的 道路概略設計は、第1206条設計業務の内容第3項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。	1. 業務目的 道路概略設計は、第1206条設計業務の内容第2項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。	国に準拠	26/205
第6404条 道路予備設計（A）	1. 業務目的 道路予備設計（A）は、概略設計によって決定された路線について、第1206条設計業務の内容第4項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を選定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。	1. 業務目的 道路予備設計（A）は、概略設計によって決定された路線について、第1206条設計業務の内容第3項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を選定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標の計算を行うものとする。	国に準拠	30/205
第6406条 道路予備設計（B）	1. 業務目的 道路予備設計（B）は道路予備設計（A）、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第4項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を選定することを目的とする。	1. 業務目的 道路予備設計（B）は道路予備設計（A）、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第3項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を選定することを目的とする。	国に準拠	32/205
第6408条 道路詳細設計	2. 業務内容 （9）舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・厚生を選定し、設計するものとする。	2. 業務内容 （9）舗装工設計 受注者は、設計図書に示される交通条件をもとに、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」（公益社団法人日本道路協会R3.12）に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装／コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・厚生を選定し、設計するものとする。	国に準拠	37/205

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R4とR6(案)の比較頁
測量業務共通仕様書 第3条 受発注者の責務	受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。 3. 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。 	新規追加（国に準拠）	3/14
第10条 担当技術者	2. <u>測量作業</u> における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。	2. <u>測量業務</u> における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。	国に準拠	4/14
第39条 保険加入の義務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、第1項に示す、雇用者等を被保険者とする保険に加入していることがわかる書類若しくはその写しを業務計画書に添付し、監督員に提出するものとする。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、第1項に示す、雇用者等を被保険者とする保険に加入していることがわかる書類若しくはその写しを業務計画書に添付し、監督員に提出するものとする。 3. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。 	国に準拠	14/14

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R4とR6(案)の比較頁
<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第103条 受発注者の責務</p>	<p>受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p>	<p>1. 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>3/38</p>
<p>第108条 主任技術者</p>	<p>3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設—土質及び基礎、又は応用理学—地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等—業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第602条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。</p>	<p>3. 主任技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設—土質及び基礎、又は応用理学—地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質））、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等—業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>4/38</p>
<p>第112条 打合せ等</p>	<p>4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p>	<p>4. 打合せ—(対面)—の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>7/38</p>

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R4とR6(案)の比較頁
第139条 保険加入の義務	1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、第1項に示す、雇用者等を被保険者とする保険に加入していることがわかる書類若しくはその写しを業務計画書に添付し、監督員に提出するものとする。	1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、第1項に示す、雇用者等を被保険者とする保険に加入していることがわかる書類若しくはその写しを業務計画書に添付し、監督員に提出するものとする。 3. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。	国に準拠	17/38

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R4とR6(案)の比較頁
第2章 機械ボーリング				
第203条 調査等	5. 検 尺 (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。 (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。	5. 検 尺 (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督員と協議するものとする。 (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督員が立会 もしくは遠隔臨場 のうえロッドを挿入した状態で残尺を検尺の後、ロッドを引き抜き確認を行うものとする。	国に準拠	19/38
第4章 サウンディング				
第2節 スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験）				
第404条 成果物	スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。	スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験）は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。	諸基準類の改定に伴う修正（国に準拠）	21/38
第405条 試験等	1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）によるものとする。	1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））によるものとする。	諸基準類の改定に伴う修正（国に準拠）	21/38
第406条 成果物	(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し提出するものとする。	(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））により整理し提出するものとする。	諸基準類の改定に伴う修正（国に準拠）	21/38

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R4とR6(案)の比較頁
用地調査等業務共通仕様書				
第10条 施行上の義務及び心得	第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。 二 用地調査等業務で知り得た 権利者側 の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。 また、実施に当たっては、 権利者 に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。 四 権利者 から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。	第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。 二 用地調査等業務で知り得た 権利者等 の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。 また、実施に当たっては、 権利者等 に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。 四 権利者等 から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。	国に準拠	12/54
第24条 成果物	第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。 三 目次及びページを付す。 四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。 3 提出する成果物は、別表1成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各1部とする。 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第55条に定める契約不適合責任期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。	第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。 三 目次及びページを付す。 2 本仕様書に様式の定めがないものは、監督員の指示による。 3 提出する成果物は、別表1成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、正副各1部とする。 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第55条に定める契約不適合責任期間保管し、監督員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。	国に準拠	16/54
第30条 個人情報の取扱い	第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号） 等及び同施行令、岡山県個人情報保護条例（平成14年3月19日岡山県条例第3号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の 適切な管理 のために 必要な措置 を講じなければならない。 2 受注者は契約書第59条の規定している、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等及び同施行令、岡山県個人情報保護条例（平成14年3月19日岡山県条例第3号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の 安全管理 のために 必要かつ適切な措置 を講じなければならない。 2 受注者は契約書第59条の規定している、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。	国に準拠	18/54
第34条 保険加入の義務	第34条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	第34条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。	国に準拠	19/54
第110条 調査	第110条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 四 消費税簡易課税制度選択届出書 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 六 消費税課税事業者選択届出書 七 消費税課税事業者選択不適用届出書 八 消費税課税事業者届出書 九 消費税の納税義務者であるか、その届出書	第110条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 四 消費税簡易課税制度選択届出書 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 六 消費税課税事業者選択届出書 七 消費税課税事業者選択不適用届出書 八 消費税課税事業者届出書 九 消費税の納税義務者であるか、その届出書	国に準拠	39/54

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R4とR6(案)の比較頁
	<p>九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 十 法人設立届出書 十一 個人事業の開廃業等届出書 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書</p> <p>十三 消費税課税事業者届出書(特定期間用) 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 十七 (新設) 十八 (新設) 十九 その他の資料</p> <p>2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p>	<p>九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 十 法人設立届出書 十一 個人事業の開廃業等届出書 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書</p> <p>十三 消費税課税事業者届出書(特定期間用) 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書 十九 その他の資料</p> <p>2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p>		
<p>第130条 補償説明</p>	<p>第130条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。</p>	<p>第130条 補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、岡山県の施行する公共事業に伴う用地事務取扱要領第13条に定められた土地調書及び物件調書、同要領21条に定められた契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>45/54</p>
<p>第131条 概況ヒアリング等</p>	<p>第131条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者等の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。 2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p>	<p>第131条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。 2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>46/54</p>
<p>第132条 説明資料の作成等</p>	<p>第132条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏ま、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討 二 権利者ごとの補償内容等の整理 三 権利者に対する説明用資料の作成</p>	<p>第132条 権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。 一 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討 二 権利者等ごとの補償説明に係る事項の整理 三 権利者等に対する説明用資料の作成</p>	<p>国に準拠</p>	<p>46/54</p>
<p>第133条 権利者等に対する説明</p>	<p>第133条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p>	<p>第133条 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。 一 権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。 二 権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと 2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償説明の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>46/54</p>
<p>第134条 記録簿の作成</p>	<p>第134条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第15号)に記載するものとする。</p>	<p>第134条 受注者は、権利者等と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第15号)に記載するものとする。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>46/54</p>

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	R4とR6(案)の比較頁
<p>第135条 説明後の措置</p>	<p>第135条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。 2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</p>	<p>第135条 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。 2 受注者は、当該権利者等に係る補償説明のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。 3 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、又は若しくは当該事業計画、補償説明若しくは内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>46/54</p>
<p>第149条 地盤変動影響調査</p>	<p>第149条 地盤変動影響調査とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。</p>	<p>第149条 地盤変動影響調査とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>50/54</p>
<p>第151条 費用負担の要否の検討</p>	<p>第151条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が、直轄事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。</p>	<p>第151条 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が、公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>50/54</p>
<p>第153条 費用負担の説明</p>	<p>第153条 費用負担の説明とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p>	<p>第153条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>51/54</p>
<p>第154条 概況ヒアリング等</p>	<p>第154条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。 2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。 [注] 前2節と併せて発注する場合は、「第154条 削除」とする。</p>	<p>第154条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の計画概要、被害発生時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概要を把握するものとする。 2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。 [注] 前2節と併せて発注する場合は、「第154条 削除」とする。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>51/54</p>
<p>第155条 説明資料の作成等</p>	<p>第155条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認 三 権利者に対する説明用資料の作成 [注] 前2節と併せて発注する場合は、下線部分を削除する。</p>	<p>第155条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、監督員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認 三 権利者に対する説明用資料の作成 [注] 前2節と併せて発注する場合は、下線部分を削除する。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>51/54</p>
<p>第156条 権利者に対する説明</p>	<p>第156条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p>	<p>第156条 権利者に対する説明は、監督員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものより行うものとする。 一 権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督員にその方法等について確認すること。 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>51/54</p>
<p>第157条 記録簿の作成</p>	<p>第157条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第15号）に記載するものとする。</p>	<p>第157条 受注者は、権利者と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第15号）に記載するものとする。</p>	<p>国に準拠</p>	<p>52/54</p>